

生活経済学会会則

(名称)

第 1 条 本会は、生活経済学会と称する。

(事務局)

第 2 条 本会は、事務局を東京都千代田区三崎町 3-7-4 に置く。

(目的)

第 3 条 本会は、個人の金融面並びに生活保障面の問題をはじめ、個人（家計）の経済活動全般の領域において、総合的、学際的に研究、討議し相互に意見を交換し、もって個人（家計）の経済活動全般の改善、発展に貢献することを目的とする。

(事業活動)

第 4 条 本会は前条の目的を達成するため、経済学、金融論、保険論、証券論、財政学、経営学、会計学、社会保障論、社会学、家政学、生活科学、情報通信科学等の分野の研究者が学際的に研究するものとし、次の事業を行う。

- (1) 研究大会の開催
- (2) 必要に応じての部会の開催
- (3) 会報の発行
- (4) 顕著な功績を挙げたものに対する顕彰
- (5) その他本会の目的を達成するために必要な事業

(会員)

第 5 条 本会の会員は、次のとおりとする。

- (1) 正会員 本会の目的に賛同して入会した研究者
(新たに入会する又は準会員から正会員へ種別変更する場合には、正会員の推薦を必要とする。)
- (2) 学生会員 本会の目的に賛同して入会した大学院生及び研究生
(新たに入会する場合、正会員の推薦を必要とする。)
- (3) 準会員 本会の目的に賛同して入会した一般個人
- (4) 名誉会員 本会に功労のあった者で、担当理事会において推薦し、理事会・総会において承認を得た者
- (5) 賛助会員 本会の目的に賛同して入会した法人・団体

(入会)

第 6 条 本会に入会しようとする者は、入会申込書を会長に提出し、担当理事会の承認を受けるものとする。

これを承認したとき、担当理事会は理事会に、理事会は総会にそれぞれ報告する。

(退会、休会及び除名)

第 7 条 本会における退会、休会及び除名は次のとおりとする。

- (1) 会員は、退会届を会長に提出することにより退会することができる。
- (2) 会長は、3年以上会費を滞納した者及び3年以上居所が確認できない者を、担当理事会の議決を得て、退会したものとみなすことができる。
- (3) 病気、海外研修等で1年以上学会活動に参加できない者は、休会の理由とそれを裏付ける書類写しを添えて会長に休会申込書を提出し、担当理事会の議を経て年度単位で休会することができる。
- (4) 会員が生活経済学会の名誉を著しく損なう行為を行った場合、会長は担当理事会の議を経て当該会員を除名することができる。この処分に関し、担当理事会は理事会に、理事会は総会にそれぞれ報告する。

(会 費)

第 8 条 会員は、次のとおり会費を納めなければならない。

- (1) 正会員 1人年額 8,000円
- (2) 学生会員 1人年額 4,000円
- (3) 準会員 1人年額 3,000円
- (4) 賛助会員 1口年額 20,000円

2 会費の金額の変更は、総会の議決を経て行う。

3 満70歳に達した正会員は、会費納入方法について『年払い』に加えて、『終身一括払い』(40,000円)を選択出来る。

4 会費は『終身一括払い』会員を除き年度単位で納入し、既納の会費は返納しない。

5 名誉会員は、会費を納めることを要しない。

6 学生会員は、入会申込時及び毎年の会費納入時に在学証明書又は学生証の写しを提出すること。学生であることが確認できない場合、正会員として取り扱うこととする。

(役 員)

第 9 条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 2名(総務・企画委員会担当、財務・学会賞等選考委員会担当)
- (3) 理 事 38名以内
- (4) 担当理事 15名以内

なお、担当理事は、第5項に基づき担当する会務の内容によりそれぞれ総務担当理事

(11名:各部長7名、編集委員長、企画委員会委員、学会賞等選考委員を含む)、財務担当理事(2名)及び渉外担当理事(2名:学术交流委員長、ホームページ委員長を含む)と呼ぶ。

- (5) 監 事 2名以内

2 会長は本会を代表し、会務を統括する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたとき、その職務を代行するとともに、総務担当理事、財務担当理事及び渉外担当理事の執行する会務を統括する。

4 理事は理事会を組織し、重要な会務を執行する。

5 担当理事は、常務を処理するほか、次の会務を執行する。

(1) 総務担当理事は、原則として、部会及び第11条に規定する編集委員会並びにその他の委員会を統括する。

(2) 財務担当理事は、本会の財産及び予算の執行、管理を行う。

(3) 渉外担当理事は、日本学術会議、日本経済学会連合及び他学会等の渉外・折衝活動、及び学会の広報活動を行う。

6 監事は会計を監査する。

7 役員の任期は、選挙の行われた年の研究大会終了の翌日から翌々年の研究大会終了日までの期間とし、連続して3期を超える場合を除き再任を妨げないものとする。

(役員を選任)

第 10 条 理事及び監事は、役員選挙のある年の3月31日現在で年齢が満70歳未満の者の中から、別に定めるところにより選任し、会長、副会長及び担当理事は、別に定めるところにより理事の中から互選する。

(会 議)

第 11 条 本会の会議は、総会、理事会、担当理事会、企画委員会、編集委員会、ホームページ委員会、学会賞等選考委員会、学术交流委員会、及びその他必要とする委員会とする。

2 総会は会員をもって構成し、理事会は理事をもって構成する。

3 担当理事会は、会長、副会長及び担当理事をもって構成する。

4 監事は、随時理事会及び担当理事会に参加できる。

5 企画委員会、編集委員会、ホームページ委員会、学会賞等選考委員会、学术交流委員会、及びその他必要とする委員会の構成は別に定める。

(総 会)

第 12 条 通常総会は毎年 1 回、臨時総会は必要に応じ理事会又は担当理事会の議決を経て、会長が招集する。

- 2 会則の変更、役員を選任及び解任、予算及び決算その他本会の運営に関する重要な事項は、総会の承認を得なければならない。
- 3 総会の議決は、出席した正会員の過半数による。

(理 事 会)

第 13 条 理事会は会長が必要と認めるとき及び役員 2 名以上の求めにより開催し、重要な会務の執行に関する事項を審議する。

- 2 理事会は、会長・副会長・理事の過半数以上の出席をもって成立し、議事は出席者の過半数以上の同意をもって決定する。

(担当理事会)

第 14 条 担当理事会は、会長が必要と認めるとき及び担当理事 2 名以上の求めにより開催し、会務の執行に関する事項を審議する。

- 2 担当理事会は、会長・副会長・担当理事の 3 分の 2 以上の出席をもって成立し、議事は出席者の 3 分の 2 以上の同意をもって決定する。

(企画委員会、編集委員会、ホームページ委員会、学会賞等選考委員会、及び学術交流委員会)

第 15 条 本会会員の研究活動の促進を図るため、本会に次の委員会を設置する。

- (1) 企画委員会
- (2) 編集委員会
- (3) ホームページ委員会
- (4) 学会賞等選考委員会
- (5) 学術交流委員会

- 2 各委員会の設置については、別に定める。

(部 会)

第 16 条 本会は、各地域における会員相互の交流と研究活動促進のため部会を設置する。

- (1) 部会の設置、廃止、及び所轄地域は、担当理事会で決定し、総会の承認を得る。
- (2) 会員は、原則としてその勤務地の部会に所属する。但し、会員の申し出により所属部会を変更することができる。
- (3) 部会の運営は、当該部会の部会長及び部会長が指名した部会運営委員（会）が行う。
- (4) 部会運営委員（会）は、部会の運営のほか①部会を単位とする共同研究に対する研究助成の審査、②部会報告論文の「生活経済学研究」投稿時の編集委員会への査読者の推薦等を行う。

(研究大会)

第 17 条 会長は、全国大会開催予定地の部会長と協議し開催校を委嘱する。

部会長は、研究大会を開催運営するため開催校と協議し、大会準備委員会及びプログラム委員会を組織し、会員の中からその委員を委嘱する。

(会 計)

第 18 条 本会の会計年度は、4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

附 則

(施行期日)

この会則は、2017 年度の総会において承認された日をもって施行する。

- ※ 2003年5月17日 一部改正
- ※ 2006年6月10日 一部改正
- ※ 2007年4月21日 一部改正
- ※ 2008年6月 7日 一部改正
- ※ 2009年6月13日 一部改正
- ※ 2010年6月19日 一部改正
- ※ 2013年6月22日 一部改正
- ※ 2014年6月21日 一部改正
- ※ 2015年6月27日 一部改正
- ※ 2016年6月25日 一部改正
- ※ 2017年6月24日 一部改正